

## 小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

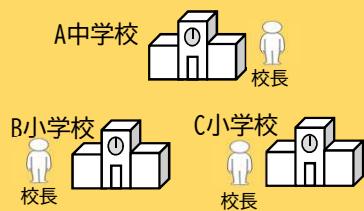
**小中連携教育** 小・中学校段階の教員が互いに**情報交換や交流を行うこと**を通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

**小中一貫教育** 小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が**目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育**

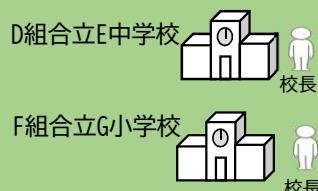
### 小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態  
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

併設型小学校・中学校  
(同一の設置者)



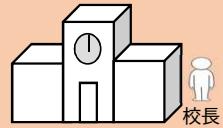
連携型小学校・中学校  
(異なる設置者)



### 義務教育学校

新たな学校種（1つの学校）

⇒1人の校長、  
1つの教職員組織



## 小中一貫教育の3類型

### 併設型小学校・中学校

### 連携型小学校・中学校

- 修業年限は小・中学校と同じ
- 校長は各学校に1人
- 小学校・中学校別々の教職員組織
- 教員は各学校に対応した免許を保有
- 施設の一体・分離を問わず設置可能

- 小・中学校が**同じ**設置者

- 教育委員会規則等で併設型小中学校であることを明らかにする

### 義務教育学校

- 修業年限は9年  
(前期課程6年・後期課程3年)

- 校長は1人

- 一つの教職員組織

- 教員は原則として小・中免許を併有

- 施設の一体・分離を問わず設置可能

- 条例の改正が必要

【資料2】

学校施設の整備状況

	朝倉小学校敷地	初瀬小学校敷地	桜井東中学校敷地
航空写真			
建築年	S57年	H9年	S41年
敷地面積	13,818 m <sup>2</sup>	12,528 m <sup>2</sup>	27,216 m <sup>2</sup>
体育館	994 m <sup>2</sup> アリーナ部 687 m <sup>2</sup>	799 m <sup>2</sup> アリーナ部 588 m <sup>2</sup>	1,233 m <sup>2</sup> アリーナ部 : 980 m <sup>2</sup>
運動場	7,223 m <sup>2</sup> 近隣に利用可能な代替施設がない	8,028 m <sup>2</sup> 必要に応じて桜井東中学校敷地の運動場を併用	14,397 m <sup>2</sup>

※敷地面積に体育館・運動場の面積を含む

## 土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域の指定状況等

	朝倉小学校敷地	初瀬小学校敷地	桜井東中学校敷地				
土砂災害警戒区域等の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊特別警戒区域</li> <li>土石流特別警戒区域</li> <li>土石流警戒区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石流警戒区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊区域</li> <li>土石流警戒区域</li> </ul>				
洪水浸水想定区域の指定状況	<p>0.5m未満の区域 0.5m～3.0m未満の区域</p>	<p>市立初瀬小学校</p>	<p>市立桜井東中学校</p>				
○利用可能 △避難施設が土砂災害警戒区域にあるため、周辺状況をみて利用可能か判断する ×利用不可能 一対象外							
指定緊急避難場所・対象とする災害	災害	体育館	グラウンド	体育館	グラウンド	体育館	グラウンド
大規模な火災	地震	○	○	○	○	○	○
	洪水	○	—	○	—	×	—
	土砂災害	△	—	○	—	△	—
	大規模な火災	○	○	○	○	○	○
	災害	体育館		体育館		体育館	
指定避難所・対象とする災害	地震	○		○		○	
大規模な火災	洪水	○		○		×	
	土砂災害	△		○		△	
	大規模な火災	○		○		○	

## 【資料3】

### 義務教育学校の設置場所について（案）

#### 【学校施設・敷地の視点から】

- 朝倉小学校敷地は、活用できる隣接施設がなく、テニスコート整備等の敷地面積が不足しています。また、既存の学校施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修等が必要です。
- 初瀬小学校敷地は、既存の学校施設を活用することができ、教育活動を行うのに必要な面積を有しています。また、近隣の桜井東中学校のグラウンド等を活用することができます。
- 桜井東中学校敷地は、校舎建設や教育活動を行うのに十分な面積を有しています。しかし、既存の学校施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修等が必要です。

#### 【災害状況の視点から】

- 朝倉小学校敷地は、急傾斜地崩壊特別警戒区域及び土石流特別警戒区域、土石流警戒区域に指定されています。
- 初瀬小学校敷地は、土石流警戒区域に指定されているほか、敷地の一部が浸水想定区域に指定されています。
- 桜井東中学校敷地は、急傾斜地崩壊区域及び土石流警戒区域に指定されているほか、敷地全体が浸水想定区域に指定されています。

#### 設置場所

義務教育学校の設置場所は、初瀬小学校敷地とします。

## 【資料4】

### 義務教育学校の学校校舎等について（案）

#### 【基本方針から】

学校規模・配置に関する課題の施設管理面から、学校施設の適切な改修等を行うとともに、学校規模・配置の適正化に際しては、当該校だけではなく近隣の学校も含めた学校施設の状態を総合的に勘案し、効果的・効率的なものとなるよう検討を進めることが必要。

#### 【基本計画から】

学校規模・配置の適正化は、建て替えや長寿命化の時期を検討の優先順位の目安とする。その際には、当該校のみではなく、隣接する学校及び中学校区全体の状況を勘案して基本方針に沿った検討を行い、適正規模・適正配置を進めて行く。

### 学校校舎等

初瀬小学校の校舎等に長寿命化改修を行い、リニューアルします。

## 【資料5】

### 義務教育学校の開校時期について（案）

#### 【初瀬小学校校舎の長寿命化改修工事完了までの期間について】

令和7年度に実施計画改訂を策定後、令和8年度に義務教育学校の施設基本計画を策定。令和9～10年度に長寿命化改修設計を実施、令和11～12年度に長寿命化改修工事を実施、令和12年度末に工事が完了し、令和13年度4月を目途に校舎が利用可能となる。

#### 【初瀬小学校の児童について】

令和11年度に長寿命化改修工事が開始するため、令和10年度には工事に係る事前の準備期間が必要となる。

そのため、令和10年度には初瀬小学校の児童の学習の場を確保する必要がある。

#### 【初瀬小学校の推計児童数から】

令和7年の入学者数は11人、以降は10人を超える、令和10年には2人となり、令和11年に4人、令和12年に3人と入学者数が少人数となる。

#### 【教育環境から】

1学級の人数が少ない場合、多様な考え方触れ、自分の考えを深めていくことが困難であり、人間関係をつくるなどのコミュニケーション能力が育ちづらいなどの問題がある。

また、令和10年には初瀬小学校の2年生と3年生が複式学級となる見込みである。

#### 開校時期

令和10年に初瀬小学校、朝倉小学校、桜井東中学校を義務教育学校として統合し、新たな校舎完了までの期間、仮校舎として朝倉小学校と桜井東中学校を使用します。なお、校舎完成後の令和13年4月を目途に施設一体型義務教育学校としての運営を開始します。

## 開校までのスケジュール（案）

開校までのスケジュールは、以下のとおりとします。

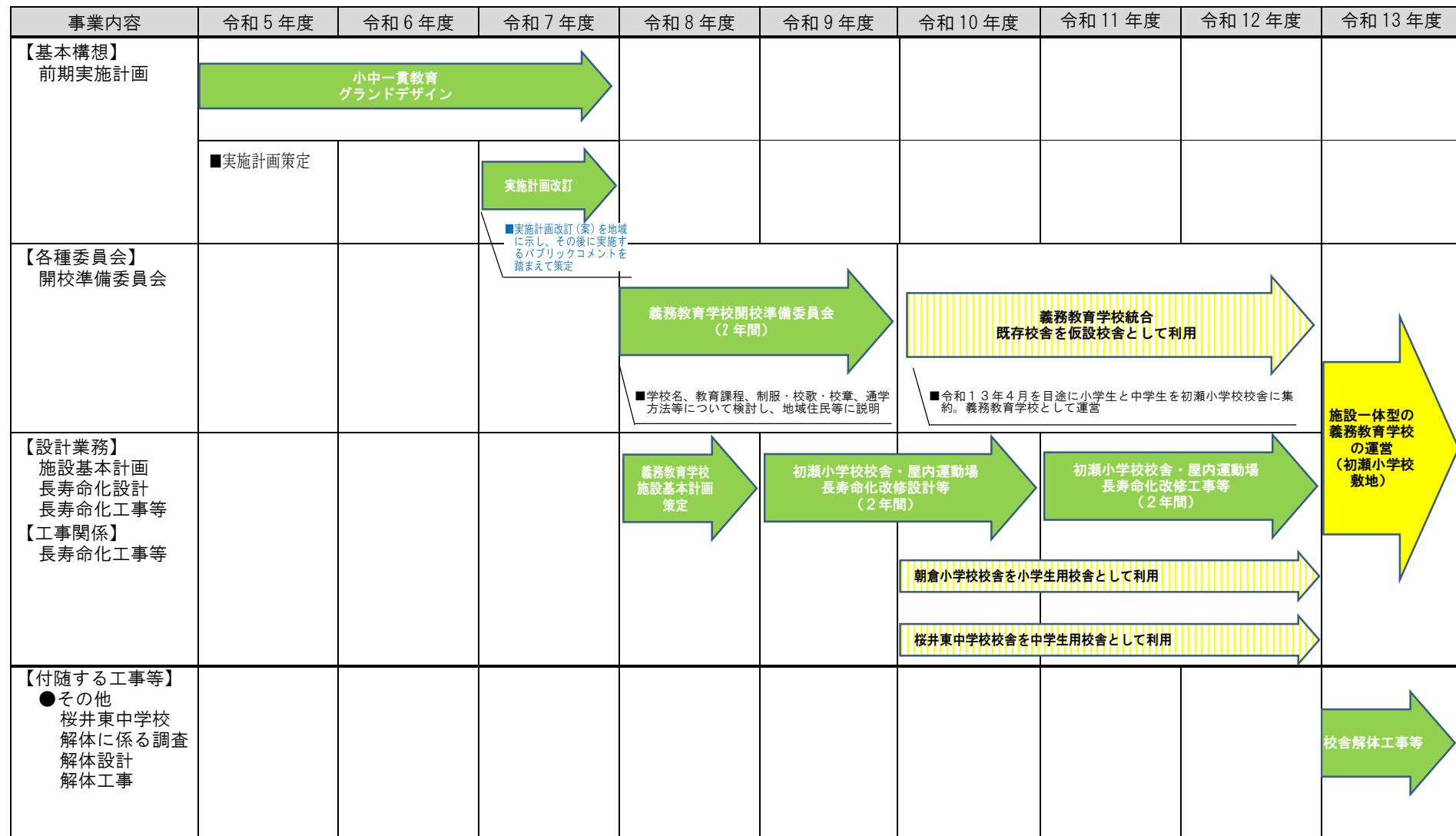


図 開校までのスケジュール